

国民健康保険への加入届を忘れていませんか？

日本では、すべての方がいずれかの医療保険に加入する「国民皆保険制度」となっているため、小松島市に住所を有する74歳以下で職場の健康保険などに加入していない方は、小松島市国民健康保険に加入しなければなりません。

会社を退職して健康保険がなくなったときなどは、14日以内に市健康増進課で加入の手続きをしてください。

※届出が遅れた場合は、保険税をさかのぼって納めていただくことがあります。

◆ 被保険者証の窓口交付を希望する場合

必ず顔写真付の身分証明書（運転免許証、パスポート、住基カードなど）をご持参ください。

◆ 各手続きは代理の方でも可能です

代理の方が届出をする場合は、代理の方の身分証明書（顔写真付）をご持参ください。



【各手続きの届出先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）
TEL 32・2113 / FAX 35・0173

◎国民健康保険への加入は、14日以内に届出を

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入したとき	印鑑
職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険資格喪失証明書
子どもが生まれたとき	印鑑
任意継続の期間が満了したとき	印鑑、健康保険資格喪失証明書または任意継続の保険証
生活保護が廃止されたとき	印鑑、生活保護廃止決定通知書

◎国民健康保険をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市区町村に転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険の保険証 国保の保険証、印鑑
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保険証、印鑑、保護開始決定通知書

◎その他

こんなとき	手続きに必要なもの
退職者医療制度の対象となったとき	保険証、印鑑、年金証書
同じ市内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
世帯を分離または合併したとき	保険証、印鑑
修学のため、別に住所を定めたとき	印鑑、在学証明書
保険証をなくしたとき	印鑑、身分証明書（顔写真付）

平成24年4月より

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
差額通知を実施します！

◆ 後発医薬品
（ジェネリック医薬品）とは、

効き目や安全性が実証されている先発医薬品（新薬）と主成分が同一であり、先発医薬品の特許が切れた後に、厚生労働省により製造・販売が承認された安価な医薬品です。



◆ 後発医薬品差額通知を4月より通知します

国保に加入されている方で、現在処方されている医薬品を後発医薬品に切り替えた場合の差額が大きい方を対象に、4月より順次郵送により通知します。

後発医薬品への切り替えは、かかりつけの医師や薬剤師に十分にご相談いただき、納得されたうえで行っていただきますようお願いいたします。

【後発医薬品への切替えなどのご質問・ご相談先】

ジェネリック医薬品通知サポートデスク

TEL 0120・4333・400

【お問い合わせ先】

市健康増進課国保担当（市役所1階⑤番窓口）

TEL 32・2113 / FAX 35・0173